

平成 30 年度 事業計画書

吉賀町社会福祉協議会

基本理念

「誰もが安心して暮らせる福祉のまちづくり」

基本目標と基本方針

- ◆ 支え合いと参加のまちづくりを目指します。
 - ◆ 住民主体を基本に自立と支え合いによるまちづくりを目指します。
 - ◆ 地域のあらゆる団体・組織との連携・協働したまちづくりを目指します。

- ◆ 住民から望まれるサービスを提供します。
 - ◆ 利用者・地域住民から評価される質の高いサービスを提供します。
 - ◆ 社会環境の変化と新たなニーズに対応したサービスを提供します。

- ◆ 人を育て、人が育つ環境づくりに努めます。
 - ◆ 自らの人格を磨くとともに専門性・実践力を高めます。
 - ◆ 福祉人材の育成・確保のための職場環境を作ります。

- ◆ 無駄をなくし安定した経営を目指します。
 - ◆ 各種制度の意思・方向性を的確に見極め安定した経営を目指します。
 - ◆ 一人ひとりが自覚を持ち効率的な経営を目指します。

目次

平成 30 年度事業計画にあたって	1
I 法人運営事業	2
II 在宅福祉部	4
1) 総合相談支援課	4
① 総合相談支援所(地域福祉事業)	4
② 吉賀町地域包括支援センター(域包括支援センター事業).....	11
③ 吉賀町ケアマネセンター(居宅介護支援事業)	15
④ 吉賀町訪問看護ステーション(訪問看護事業).....	17
⑤ アスノワ(障がい者就労継続支援事業).....	18
2) 介護保険課	20
① 吉賀町ホームヘルパーステーション(訪問介護事業)	20
② 柿木村デイサービスセンター(通所介護事業)	23
③ 七日市デイサービスセンター(通所介護事業)	26
④ 六日市デイサービスセンター(通所介護事業)	28
⑤ 吉賀町訪問入浴事業所(訪問入浴事業)	31
III 施設福祉部	32
① 特別養護老人ホームみろく苑 (介護老人福祉施設事業・短期入所生活介護事業)	32
② 特別養護老人ホームとびのこ苑 (介護老人福祉施設事業・短期入所生活介護事業)	35
③ グループホームあさくら(認知症対応型共同生活介護事業).....	39

平成30年度事業計画にあたって

日本全体で大きな課題となっている少子高齢化・人口減少社会は、吉賀町においても深刻さを増しており、平成30年2月28日現在、人口6,340人、高齢化率は42.79%となっており、今後も少子高齢化と人口減少の進展が予測されます。

このような中、人々の価値観の多様化、核家族化、働き方などのライフサイクルの変化などを背景に、生活の基盤である家族の機能や地域の福祉力は弱まっています。一方で、孤独死や自死、ひきこもりなどの社会的孤独や経済的困窮、高齢者や障がい者等に対する虐待や悪質商法などの権利侵害、買い物や移動手段の確保といった日常生活の困難など、地域の生活・福祉課題が複合化・複雑化しています。

地域福祉をめぐる動向としては、「地域共生社会」の実現が掲げられ、制度・分野ごとの縦割りや「支え手」「受け手」という関係を超えた「我が事・丸ごと」の地域づくりに向けた制度改正等が進められていて、誰もが住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最後まで続けることが出来るよう、住まい・医療・介護・予防・生活支援が一体的に提供される「地域包括システム」の構築が掲げられ、日常生活圏域において地域の特性に応じたシステムを作り上げていくことが求められています。

こうした地域づくりにあたっては、福祉サービスを担う従事者や専門職の確保が不可欠ですが、当社協は人材が不足しているため、福祉・介護人材の確保が大きな課題となっています。

また、全国的に大規模地震や台風・集中豪雨による水害などの自然災害が相次いでおり、災害発生に備えた平常時からの取り組みの強化が求められています。

このような状況を踏まえ、当社協は「誰もが安心して暮らせる福祉のまちづくり」を基本理念とし、すべての地域課題・福祉課題に対応する社会福祉協議会として地域の福祉基盤を強化すると共に、財務的な安定基盤の構築とサービスの高品質化の実現に寄与する高度専門人材を育み、定着を目指していきます。

I 法人運営事業

1、 基本方針

「誰もが安心して暮らせる福祉のまちづくり」を基本理念とし、吉賀町民にとって必要不可欠な社会福祉協議会であり続けるために、経営基盤の安定化やサービスの高品質化の実現に寄与する高度専門人材を育み定着させます。

2、 運営体制

評議員 13名

理事 10名

監事 2名

事務局長 1名 部長3名 課長2名

3、 事業運営

<地域・ご利用者の視点>

[1] 障がい者就労支援事業の取り組み強化と地域共生社会の実現に向けた取り組みを推進します。

- ▶ アスノワの事業を推進し、障がい者の就労機会を拡大します。
- ▶ 職員全体の障がい者への理解を深め、共生型サービスの検討を行います。

[2] 地域福祉活動計画を遂行します。

- ▶ 年1回評価を行い、計画の進捗状況の把握、修正を行いながら、計画に基づいた事業の展開を実施します。

[3] 通所・訪問介護での地域支援事業開発と展開を図ります。

- ▶ 監事による監査を行います。

[4] 直営による新たな給食業務を実施します。

- ▶ 施設の直営による給食業務の実施に伴い、新たな運営方法の実施と定期的な評価、見直しを行い、より安全で美味しい食の提供を行います。

[5] 総合相談窓口の相談支援体制の拡充と機能強化を図ります。

- ▶ 窓口対応の職員の資質の向上を図り、丁寧かつ迅速な対応に努めます。

- ▶ 認知症が疑われる住民の方に早期にチームで対応できる体制づくりを行います。
- ▶ 地域支え合い会議や自治会、公民館の集まりや行事等地域に積極的に出向き、地域課題の把握に努めます。

<財務の視点>

[1] 財政基盤の強化を図ります。

- ▶ 財政、財務規律に基づき財務管理について目標値を設定します。
- ▶ 各所属長で資金収支計算書(月次)を確認し、毎月の収支の状況を把握しながら計画的な事業展開を図られる体制を作ります。
- ▶ 管理者研修を行い、財務についての基礎的な知識を学びます。

[2] 次世代の経営管理者の養成を行います。

- ▶ 育成計画を作成します。

[3] 経営の透明性・健全性の確保とガバナンスの強化を図ります。

- ▶ 監査要綱に基づき、会計年度につき監事監査を1回以上、内部監査2回以上実施します。
- ▶ 会計事務所と契約を継続し定期的な会計チェックを実施します。
- ▶ 適正な情報公開と住民への説明を行います。

<内部プロセスの視点>

[1] 組織基盤の強化を図ります。

- ▶ 各部会、専門委員会、業務的意思決定者会議の適切な実施を行います。

<学習と成長の視点>

[1] 新トータル制度を実施します。

- ▶ BSC、アクションプランに基づき、目標設定・評価を行い職員のモチベーションや能力・資質の向上を図ります。

[2] 人材育成事業を実施します。

- ▶ 計画的、効率的な研修を実施します。

II 在宅福祉部

1) 総合相談支援課

① 総合相談支援所(地域福祉事業)

〈1〉 地域福祉事業

1、基本方針

「誰もが安心して暮らせる福祉のまちづくり」をめざし、住民が、より身近な地域で福祉サービスを楽しむことができるよう、情報提供を行います。また、地域課題を把握し、住民と共に解決策を検討します。そして地域で相互に助け合い、支え合える力を育み、住民主体のまちづくりを推進し、地域の活性化に寄与します。

2、運営体制

所長 1名

コミュニティーソーシャルワーカー 4名

3、事業運営

〈地域・ご利用者の視点〉

[1] 地域でのつながりや交流を深めるよう支援します。

① 小地域ネットワーク事業を推進します。

- ▶ 小地域ネットワーク事業の説明会を行い、新たに2か所実施をめざします。
- ▶ 地域支え合いマップの作成を3か所実施します。

② 見守り訪問員事業を推進します。

- ▶ 傾聴ボランティア養成講座を実施し、見守り訪問員として新たに5名の登録を目指します。
- ▶ 定期的な研修、会議を行い見守り訪問員の質の向上に努めます。

③ 田畑を生かした地域づくりを進めます。

- ▶ シルバー人材センターによる休耕地等の活用を行います。
- ▶ 障がい者等の就労支援の場として活用を検討します。

[2] ふれあいサロンを基盤としたボランティアの育成と福祉の促進を図ります。

- ① 地域住民による主体的なサロン活動の実現をめざします。
 - 未実施地区でのサロン2ヶ所の立ち上げを支援します。
 - サロンの活動が継続できるよう、様々な課題に対して解決方法を一緒に考えて行きます。
 - 内容の充実がはかれるようなメニューの創出を行います。
 - 行政、地域包括支援センターと連携し介護予防や認知症予防に取り組めます。
 - ボランティア育成に役立つ研修を年2回実施し、サロンボランティア同士が情報共有できる場を提供します。
 - 町内外出行事の手段として運転手付きで車両の貸出を行います。

[3] 暮らしの中の不安や悩みの解消に努めます。

- ① ワンストップの総合相談窓口として充実を図ります。
 - 窓口対応の職員の資質の向上を図り、丁寧かつ迅速な対応に努めます。
 - 福祉相談機能の充実強化を図り、各種関係機関との連携のもと、協働して対応できる体制をつくり、問題解決に努めます。
 - 相談内容を記録し、必要な情報の共有化、ノウハウの蓄積に努めます。
- ② 「ふくし何でも相談」の住民への周知を行い、専門職等に安心して相談できる体制の強化を図ります。
- ③ 生活困窮者への相談支援の充実や実効性のある具体的対策を図ります。
 - 相談支援事業を行います。
 - 行政、ハローワークと連携して就労準備支援事業を行います。
 - 専門の職員を配置し家計相談支援事業を行います。
 - 広報活動を行い事業の周知を図ります。

- ④ 生活福祉資金の有効活用を図り、低所得者世帯などの生活の安定と福祉向上に努めます。
- ⑤ 買い物不便対策、移動手段の確保を検討します。
 - 行政、商工会、自治会と連携し、ニーズの把握を行い、モデル事業を1か所検討します。
- ⑥ 子育ての支援及び活性化を図ります。
 - 七日市子育てサロンへの支援を行います。
 - 地域住民へ事業の啓発を図り、子育て当事者へ利用の促進を促します。
 - 出生記念品をお届けします。
- ⑦ 給食サービス事業の実施
 - 週2回実施します。(月曜日、木曜日)
 - 調理・配食ボランティアの募集をします。
 - 調理場所を福祉センター1か所とし、中間地点の配達をアスノワに依頼し、障がい者の就労の場を提供します。
 - 防火訓練を実施します。(年2回)
 - 歳末たすけあい募金助成による「おせち料理お届け事業」へ協力します。
- ⑧ 福祉用具の貸し出しを実施します。
 - 貸出用福祉用具を適切に管理、運営します。
- ⑨ 住宅改良助成事業を実施します。
 - 住宅改良助成事業に基づく助成を行い、利用者の自立支援と介護者の介護軽減を図ります。

- ⑩ 高齢者や、障がい者が安心して地域で生活できるようボランティアを養成するとともに、ボランティア登録者の拡充を図り、その活動を支援します。
 - 各種研修会を開催し、ボランティア意識の啓発推進を図るとともに組織化を支援します。
 - ボランティアコーディネート機能の強化を図ります。
 - あらゆる機会をとおして、障がい者と健常者が区別なく社会生活を行うノーマライゼーション理念の浸透推進を図ります。
 - 子育てサロンの支援及びボランティアの育成を行います。
 - よしか音訳の会、ひばりの会への支援を行います。
 - レクリエーションボランティアの育成を行います。
 - 福祉施設周辺の清掃活動を実施します。

[4] 地域福祉の意識の醸成を図ります。

- ① 地域支え合い会議、地域支え合い推進会議等による地域課題の把握、情報共有、新たな社会資源の開発を検討します。
 - 地域支え合い会議を公民館単位 5 地区で年 2 回(6 月、10 月)開催します。
 - 地域支え合い推進会議を年 1 回(12 月)に開催し、吉賀町へ政策提言を行います。
 - 生活支援コーディネーターを中心に各自治会長会、公民館の行事等に出向き、地域課題の把握を行います。

[5] 福祉教育を推進します。

- ① 児童生徒の福祉意識の高揚とボランティア活動への積極的な参加促進を図ります。
 - 福祉施設等の機能を活用し、児童生徒の福祉体験を促進します。
 - サマーボランティアスクールを開催し、福祉意識の啓発に努めます。
 - 小・中・高等学校と連携し、各種研修を行います。(あいサポート研修、認知症サポーター養成講座等)

[6] 生活に必要な福祉に関する情報を提供します。

- ① 社協広報紙、ホームページ、ケーブルテレビ、告知放送、各種会合等を活用し、福祉サービス・制度についての情報提供を行います。

[7] 多様な福祉サービスの基盤の整理を行います。

- ① 第一層コーディネーターの資質の向上を図るとともに、社会資源の把握に努めます。
- ② 職員の研修を充実させ専門職の育成と人材確保を図ります。

[8] 福祉サービスを必要とする人の人権を守ります。

- ① 福祉サービス利用援助事業(日常生活自立支援事業)の受託と事業の促進を図り生活支援員の資質向上に努めます。
- ② 法人後見を受任し、判断能力が十分でない方の身上監護と財産管理を行い、人権を守ります。
 - 認知症や知的・精神障がい者の権利擁護に努めます。
 - 法人後見運営委員会を開催し、適切な運営を行います。
 - 益田・鹿足成年後見センターと連携を図ります。
 - 成年後見制度について弁護士等の専門職と協力し周知を図ります。

[9] 虐待防止体制の充実を図ります。

- 虐待防止・虐待相談の定例会を開催し、虐待対応専門職チームと連携し、適切かつ迅速な対応に努めます。
- 虐待、権利侵害、障がい理解の促進についての講演会等を開催し、住民の意識の向上を図ります。

[10] 災害時に即応できる体制の充実を図ります。

- 災害ボランティアセンターマニュアルを検証し適正化を図ります。(災害訓練の実施)
- 災害ボランティアセンターの組織体制を構築します。(事前ボランティア登録、備品の整備など)
- 関係機関と地域支え合いマップを共有し連携体制の構築をします。
- 災害ボランティア養成講座を開催します。
- 災害ボランティアマニュアルの周知を図ります。

<財務の視点>

- [1] 吉賀町からの受託事業、補助事業の執行状況を把握し適切な事業の実施に努めます。
- [2] 共同募金事業について、共同募金運動に積極的に協力し、地域福祉活動の財源確保に努め、募金使途の透明性や助成の適正化に努めます。また募金活動の目的や必要性を住民の方に周知し、より多くの方に募金活動への参加・協力を促します。
 - ▶ 吉賀町共同募金委員会組織の強化に努めます。
 - ▶ 共同募金、歳末たすけあい募金を推進します。
 - ▶ 共同募金助成、歳末たすけあい募金助成の適正化に努めます。
 - ▶ 共同募金の目的・必要性を住民に周知します。
- [3] 新たな助成金を調べ、ニーズと1つマッチングできるよう努めます。

<内部プロセスの視点>

- [1] 事業的意思決定会議を実施、参加を行います。
- [2] 次世代リーダーの育成に努め、学習プログラムの構築を図ります。

<学習と成長の視点>

- [1] あらゆる相談にに対応できる人材を育成します。
 - ▶ 業務マニュアルの作成と見直しを行います。
 - ▶ 計画的な研修を実施します。
 - ▶ 資格取得に向けた計画・検討を行います。
 - ▶ 事例検討会の定期開催とスーパーバイザーの育成を行います。

<2> シルバー人材センター事業

1、 基本方針

高齢者の就業機会の確保や社会参加の場として、また、高齢者の支え合いの仕組みとして、住民のニーズに的確に対応できるよう、各関係機関と連携を図り、組織の充実、適正な運営、普及啓発と加入促進を図っていきます。

また、自立した運営を目指し、先進地視察を行い、事業のありかたを検討します。

2、 事業運営

<地域・ご利用者の視点>

[1]住民のニーズに即した生活支援及び内容を充実します

- シルバー人材センターの利便性の向上に努めます。
- ふるさと福祉事業を行います。
- 総合事業(訪問B)としてワンコインサービスを検討します。
- 休耕田等農地を活用した農作物の栽培に取り組みます。
- 祭壇の貸出を行います。

<財務の視点>

[1] 人材派遣事業に着手し、会員数、契約件数のアップをめざします。

- 会員数 80 名、契約金額 1500 万円を目指します。

<内部プロセスの視点>

[1] 組織の充実、適正な運営を図ります。

- 班長制度を充実し事業の円滑な運営に努めます。
- 総会を開催します。
- 運営委員会を年5回開催します。
- 会員同士の交流を図ります。
- チラシ、社協だより等による普及啓発活動を行います。
- 会員の確保・就業拡大を行います。
- 各関係機関と連携します。

<学習と成長の視点>

[1] 各種研修会を行い、会員の技術の維持・向上を図ります。

[2] 安全教育等を行い、安全就業の徹底を図ります。

- ▶ 安全教育研修会を年3回実施します。
- ▶ 安全装備の装着の徹底、適正な作業量、人員配置を行います。
- ▶ 安全確認を徹底し、現場の巡回の強化を図ります。

② 吉賀町地域包括支援センター(域包括支援センター事業)

1、 基本方針

地域住民の心身の健康保持及び生活の安定のため、保健医療の向上及び福祉の増進を包括的に支援し、だれもが住み慣れた地域で安心して暮らすことができるよう、「医療・介護・予防・住まい・生活支援」の5つの要素が一体的に提供される地域包括ケアシステムの実現をめざします。

2、 運営方針

昨年度に引き続き、全世代に対応できる地域包括支援センターをめざし、総合相談業務を中心に、多職種連携のもと個別課題の早期解決に取り組みます。また地域ケア会議の開催により地域課題を明確にし、地域資源の開発や政策形成へつながるよう、積極的に取り組みます。また、地域での認知症高齢者の支援体制の構築に努めます。

3、 運営体制

① 職員体制

- ▶ 所長……………1名
- ▶ 保健師……………1名
- ▶ 社会福祉士……………1名
- ▶ 主任介護支援専門員……………1名
- ▶ 介護支援専門員……………2名
- ▶ 介護予防コーディネーター……………1名

4、 事業運営

① 事業内容

<地域・ご利用者の視点>

- 年間250件の相談件数をめざします。またそれらの相談に対応できるよう行政や関係機関・関係部署との情報交換や連携強化を図り、総合的に対応できる体制づくりに努めます。
- 各種関係機関・団体との連携強化として、民生児童委員支部会へ毎回参加致します。また地域支え合い会議へも毎回参加し、地域課題の把握に努めます。
- 地域のつながりや交流を深めるため、気軽に集まり話ができる場を2か所創出します。
- 対応に苦慮する困難ケースの会議を年間40回開催することをめざします。
- 個別ケース会議やケアマネジメント支援会議、地域支え合い会議などから地域課題を見出し、1つの資源開発をめざします。
- 在宅医療介護連携推進事業として医療介護連携会議を年間6回開催し、医療機関と介護関係者の連携に関する課題の解決に努めます。
- 在宅医療介護連携推進事業の一つとして、終末期の生き方を考えることについての啓発と情報提供を致します。具体的にはエンディングノートの新規利用者10名を目標とし、啓発活動を2か所のサロンへ行きます。
- 健康寿命の延伸をめざして地域が主体的に介護予防活動に取り組めるよう啓発を行います。またふれあいサロンの活動支援も兼ね、サロンへの訪問を年間50回行います。
- 成年後見制度の周知として、3か所のふれあいサロンを訪問します。また町民を対象に成年後見制度の研修会を開催し、参加者50名をめざします。
- 災害時の避難等に必要な要支援者の把握として、他機関との会議を年間2回開催し、総合的な要支援者リストの完成をめざします。

- 福祉サービスを利用していない要介護者の支援として、ケアマネセンターと連携し、情報交換会を年間3回開催します。またケアマネセンターのケアマネジャーと共に5件の訪問を致します。
- 引きこもりの人への支援として8ケースの訪問をめざします。それぞれのケースのアセスメントを行い、結果をもとに就労支援事業へ新規2ケース、その他の障害福祉サービスに新規2ケースつなげることをめざします。
- 障がい者特定相談支援事業として、年間15名の計画作成数をめざします。

<内部プロセスの視点>

- 総合相談支援課内での情報共有と連携のため、くらしもっと会議を年間12回開催します。
- 経営目的と目標を事業所内で共有するため、地域包括支援センターのスタッフミーティングを年間12回行います。
- 権利擁護に関する業務の効率化として、虐待対応の流れについてのマニュアル及び成年後見制度の申し立ての流れについてのマニュアルならびに消費者保護についてのマニュアル作成をめざします。
- 総合事業をよりわかりやすく説明するため、総合事業についての説明ツールやサービス一覧表、パンフレット等の作成をめざします。

<学習と成長の視点>

- 社協内の社会福祉士の階層別育成制度の構築をめざし、社協内の社会福祉士の組織化と年2回の情報交換会の開催をめざします。
- 障がい者事業に関係する職員の研修制度の構築をめざし、年2回の研修会の開催をめざします。
- 高齢者及び障がい者の虐待防止についての理解を深めるため虐待対応研修に参加致します。

- 相談援助職の資質向上をめざし、スーパービジョンの理解を深めるための研修を年1回開催します。

5、 年間計画

① 研修計画

- 地域包括ケアシステム及び地域共生社会の実現にむけた研修に参加致します。
- 介護支援専門員研修に参加致します。
- 地域包括支援センター職員研修に参加致します。
- 障がい者相談支援従事者研修に参加致します。
- 介護予防推進研修に参加致します。
- 権利擁護研修に参加致します。
- ケアマネジメントに資質向上のための研修会を開催します。
- スーパービジョンの理解を深めるための研修を開催します。

② 会議

- 在宅医療介護連携会議を開催致します。
- 認知症初期集中支援チーム員会議を開催致します。
- サービス担当者会議の開催または参加致します。
- 必要に応じ、コアメンバー会議を開催致します。
- 虐待対応専門職チームとの虐待対応会議(高齢者・障がい者)を開催致します。
- 地域福祉連絡会議に参加致します。
- くらしもっと会議に参加致します。
- 介護予防事業検討会議に参加致します。
- 地域支え合い会議や地域支え合い推進会議に参加致します。

- ▶ 地域包括支援センター運営協議会に参加致します。
- ▶ 障がい者自立支援協議会に参加致します。
- ▶ その他、必要に応じ他の会議に参加致します。

③ 吉賀町ケアマネセンター(居宅介護支援事業)

1、基本方針

介護保険被保険者が要介護状態になった場合、可能な限り居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるように配慮して支援を行います。ご利用者様の選択により、心身の状況、その置かれている環境に応じて適切な保健・医療・福祉サービス等の多様なサービスと事業所の連携調整を行い総合的かつ効果的に居宅サービス計が提供されるよう配慮し努めます。今年度は特に以下の三点について重点的に取り組んでまいります。地域包括ケアシステムの推進のため、「医療・介護連携の強化」「適切なケアマネジメントの推進」「市町村との関係づくり」等を行いながら各部署と連携し相談支援を迅速に行います。また法令遵守で業務を行うため引き続き研修や自己研鑽に努め、業務改善を図っていきます。

2、運営体制

① 職員体制

- ▶ 所長(主任介護支援専門員兼務)…………… 1名
- ▶ 介護支援専門員…………… 3名

3、事業運営

① 運営方針

- ▶ 利用者が要介護状態になった場合、可能な限り居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営む事が出来るよう支援を行います。
- ▶ 要介護認定に関わる申請に対して、利用者の意思を踏まえ、必要な援助を行います。
- ▶ 利用者の選択により、心身の状況、その置かれている環境等に応じて適切な保健、医療及び福祉サービス、施設等の多様なサービスと事業所の連携を得て総合的かつ効果的に介護計画を提供できるように努めます。
- ▶ 要介護認定調査の委託を受けた場合は、公平、中立な立場で調査を行い、その知識を有するよう研鑽を行います。

- ▶ 利用者の意思及び人権を尊重し、常に利用者に提供されるサービスの種類が特定の事業者に偏る事のないよう公平、中立に職務を行います。
- ▶ 個人情報を保護し、守秘義務を遵守します。

② 事業内容

[1] 居宅介護支援業務

- ▶ 訪問調査を行います。(認定申請の代行、要介護認定調査)
- ▶ アセスメントを行います。
- ▶ 居宅サービス計画書(ケアプラン)・新予防給付ケアマネジメントの作成をします。
- ▶ 病院や施設への入退院及び入退所時に利用者に関する必要な情報交換やカンファレンスを行います。

サービス担当者会議	……………	新規利用、更新、変更時
ケア会議(ケアマネジメント会議)	……………	毎月 1 回
個別ケース会議	……………	必要時
介護医療連携会議	……………	年 4 回
- ▶ モニタリングをします。(毎月の訪問、事業所との随時連絡調整)
- ▶ 給付管理をします。
- ▶ 24 時間連絡体制を確保し、必要に応じて利用者等の相談に対応をします。
- ▶ 利用者に関する情報又サービス提供に当たっての留意事項にかかる伝達会議開催します。
- ▶ 支援が困難な事例であっても、地域包括支援センターや行政等関係機関と共同し支援します。

[2] その他の業務

- ▶ 在宅福祉に関する各種総合相談をします。
- ▶ 保健福祉サービスの利用申請手続き、代行します。
- ▶ 地域ケア会議に参加します。
- ▶ 地域支え合い会議に参加します。
- ▶ ワンフロア連絡会議(毎月 1 回)に参加します。
- ▶ 地域福祉連絡会議(毎月 1 回)に参加します。

③ 年間研修計画

- ▶ 福祉サービス事業従事者資格支援研修に参加します。
- ▶ 益田圏域介護支援専門員協会研修に参加します。(6回／年程度)
- ▶ 島根県ケアマネ大会に参加します。

- ▶ 包括支援センター事例検討に参加します。(相談援助の基礎技術:スキルアップ研修)
- ▶ 法令遵守に関する研修に参加します。
- ▶ 個人情報保護に関する研修に参加します。
- ▶ 福祉用具に関する研修に参加します。
- ▶ 認知症に関する研修に参加します。
- ▶ 虐待・権利擁護に関する研修に参加します。
- ▶ その他、随時必要に応じ、職員研修の機会の確保と参加に努めます。

④ 吉賀町訪問看護ステーション(訪問看護事業)

1、 基本方針

居宅での療養や終末医療を希望する利用者と家族のニーズを把握し、利用者の状況にあわせて、健康の保持、増進、回復を図りながら必要なサービスを提供し、住み慣れた地域でその人らしく在宅生活がおくれるように支援します。終末期医療についても積極的に関わりを持って、各医療機関や各事業所との連携を図り、安らかな終末を安心して自宅で過ごせるようにサービスの提供に努めていきます。

地域の活動に参加し、健康相談を行うことで訪問看護事業を町民の方に知っていただき、身近な看護ステーションとしていつでも安心して利用していただけるよう努めることを地域貢献の活動とします。

総合相談支援課内の一事業所として、地域包括ケアシステムの推進に、地域の医療ニーズにこたえられるよう努めます。

2、 運営体制

月曜日から金曜日を勤務日とします。主治医の指示があれば休日も対応します。

- ▶ 所長 1名
- ▶ 看護師(兼職員を含む) 8名

3、 事業運営

① 事業内容

- ▶ 療養生活の相談や支援をします。
- ▶ 病状や健康状態の管理と看護を行います。
- ▶ 医療処置や服薬管理等の医療上の看護を行います。
- ▶ 家族の相談と支援をします。

- リハビリテーション看護をします。
- 住まいの療養環境の調整と支援を行います。
- 認知症や精神障害者の看護を行います。
- 在宅移行支援を行います。
- ターミナルケアを行います。

② 各種会議等

- 利用者に関する伝達会議…………… 毎月
- 各疾患についての勉強会…………… 随時
- 看護技術の指導、伝達会…………… 随時

③ 研修計画

- 訪問看護師基礎研修に参加します。
- 精神訪問看護(認知症)研修に参加します。
- 各疾患についての研修に参加します。
- 高齢者看護の研修に参加します。
- 腹膜透析の研修に参加します。
- 難病研修に参加します。
- 診療・介護報酬改定研修に参加します。
- 外部の研修に参加します。

④ その他・地域貢献

- 癌サロンへ参加します。
- 地域のサロンや教室に参加します。

⑤ アスノワ(障がい者就労継続支援事業)

1、基本方針

指定障害福祉サービス事業(指定就労継続支援B型)においては、自立した日常生活または社会生活を営むことができるよう、就労の機会を提供するとともに生産活動その他の活動の機会の提供を通じて、その知識及び能力の向上のために必要な訓練を適切かつ効果的に行います。

2、運営体制

個性を大切にしながら、ひとりひとりの長所を見つけ、可能性を最大限に伸ばせるよう支援を行います。

- ① 利用定員 20名
障がい者就労継続支援B型……………20名
- ② 職員体制
所長(サービス管理責任者と兼務)……………1名

職業指導員……………3名

生活支援員……………1名

3、事業計画

① 事業内容

～重点目標～

- 開所し2年目を迎え、利用者を増やし、安定した経営に努めます。
- サービスに適応できる、営業日・時間に努めます。
- 利用者の自立に向け、工賃が向上できるよう努力します。
- 高齢者介護サービス事業所との共生型サービスについて検討します。

～昨年度から継続目標～

- 関係機関と連携をとり、閉じこもりがちな方の支援を図ります。
- 利用者の生活する場所が確保できるように検討します。
- 利用者の特性に応じた支援を行います。
- 利用者の心身の状況、置かれている環境の把握に努め、利用者又はその家族に対し、相談に応じるとともに、必要な助言その他の援助を行います。
- 自立支援を目指した職業訓練を行います。
- 関係機関と一体となり、就労に向けた支援に努めます。
- 養護学校と連携しながら、特性に応じた実習を行います。
- 事業運営に当たっては、地域住民や機関、団体と連携し、地域との交流に努めます。

2) 介護保険課

① 吉賀町ホームヘルパーステーション(訪問介護事業)

1、 基本方針

誰もが安心して暮らせる福祉のまちづくりを念頭に、平成 30 年度は『利用者様の満足度を高めるために、利用者様に寄り添い、職員一人一人の技術を磨いていく。職員の働きやすい職場にするために、コミュニケーションを密にとり、困りごとをしっかりと聞く。黒字経営をするために、日々業務改善を行う。』を目標に事業を運営していきます。利用者様が、住み慣れた地域で生活環境や人間関係などの繋がりを維持し、安心してその人らしく暮らして行けるようサービスを提供していきます。

また、黒字経営を目指す上で来年度より以下の事に取り組みます。

- ◆ 平成 30 年 4 月より障害サービスの障害者特定事業所加算を算定するうえで必要とされる職員間の連携の強化及び研修に参加し、一層質の高いサービスを提供していきます。
- ◆ 当日の訪問キャンセルが一か月で平均 12～13 件発生しています。訪問するヘルパーには不就業が発生しており、来年度当日キャンセル(体調不良等以外)には、キャンセル料を頂く検討をしていきます。
- ◆ 移送サービスが赤字経営になっており、その改善のため、移送料金の改定等を検討します。

また、資格取得に必要な研修等に積極的に参加し、職員の資質向上に繋げて行きます。定期的な職員会議を開催し利用者様の情報共有と統一化されたサービスが提供できるように努めます。

2、 運営体制

- 所長 1名
- サービス提供責任者 4名
- 訪問介護員 13名

3、 事業運営

① 訪問介護事業

[1] 身体介護中心

- 移動介助 ベッドからの移乗や体位変換の介助
- 外出、通院介助 外出時、医療機関受診時の移動介助
- 排泄介助 排泄時の介助やおむつ交換

- ▶ 入浴介助 入浴時の介助や清拭など
- ▶ 食事介助 食事の介助や見守り
- ▶ 身体清潔の介助 清拭や洗髪、口腔ケアへの介助、衣類などの着脱の介助

[2] 生活援助中心

- ▶ 調理援助 嗜好や疾病、身体状況を考慮した調理
- ▶ 洗濯援助 衣類の洗濯や寝具の乾燥、収納など
- ▶ 掃除援助 居室などの掃除
- ▶ 買物援助 依頼された買い物や薬の受け取り

[3] 通院等乗降介助

- ▶ 通院等のための乗車又は降車の介助

② 介護予防・日常生活支援総合事業事業

日常生活全般にわたり、利用者様の意欲を高めるような援助を利用者と共に行うことにより自立を促し、生活の質の向上が図れるよう支援します。

③ 障害者自立支援事業

居宅において、日常生活または社会生活を営むことができるよう適時アセスメント、モニタリングを行い、利用者様の身体状況や生活実態に即した自立生活を送れるよう支援します。サービス提供においては、幅広いニーズに対応していく上で、資格が問われる為、研修に積極的に参加し、知識を持ってサービスの提供に努めます。

- ▶ 居宅介護を行います。
 - 身体介護を行います。(食事・排泄・入浴・通院介助他)
 - 家事援助を行います。(調理・洗濯・掃除他)
- ▶ 行動援護を行います。
 - 知的・精神障害により行動上著しい困難がある者に対して生活の支援を行います。
- ▶ 同行援護を行います。視覚障害者の外出援助を行います。
- ▶ 移動支援を行います。(町委託事業)(町外委託事業)
 - 生活必需品等買い物・余暇活動の外出介助を行います。

④ 保険外サービス

[1] 移送サービス事業

公共機関などでの移動困難な方が、安心して受診や買い物、入院中の外泊等ができるように、利用者様のニーズに対応していきます。

サービス提供においては、安全第一を念頭に徒歩、車椅子を使用し利用者様の身体状況に合わせた乗降介助を行います。安全運転講習の受講など、必要な研修に参加し、よりよいサービス提供が行えるように事業を実施します。

[2] 高齢者介護予防・地域支え合い事業を取り組みます。

▶ **【生活管理指導員派遣事業】**買い物、調理、掃除、洗濯等必要な支援を行います。

▶ **【軽度生活支援事業】**病院内での院内介助を行います。

[3] 子育て支援ヘルパー事業を取り組みます。

▶ **【子育て支援ヘルパー派遣事業】**家事、育児、相談及び助言等の支援を行います。

⑤ 研修計画

- ▶ 生活援助技術:家事援助(調理)を学びます。
- ▶ 介護技術:身体介護実技を学びます。
- ▶ 救急法を学びます。
- ▶ 安全運転講習に参加します。
- ▶ 県老施協、圏域老施協主催の研修に参加します。
- ▶ 認知症及びに精神疾患に関する研修に参加します。
- ▶ その他必要に応じた研修障害者自立支援に関する研修に参加します。
- ▶ 介護保険法・自立支援法に関する研修に参加します。
- ▶ その他資質向上のため必要に応じての研修に参加します。

⑥ その他

- ▶ 六日市医療技術専門学校生の訪問介護実習及び各養成講座受講生を受け入れます。
- ▶ 毎月の関係機関との定期的なカンファレンスと担当者会議に参加します。
- ▶ 職員会議を開催します。

② 柿木村デイサービスセンター(通所介護事業)

1、基本方針

利用者各々の心身の状況や希望、環境を踏まえて、その人らしい自立した日常生活が送れるよう支援します。サービスの提供にあたっては、利用者・家族の意向も尊重し、個々の心身の機能維持・向上に向け、各関係機関との連携を図りながら、サービスの充実に努めます。また、介護報酬引き上げ改訂がされたものの、経営面は依然厳しい状況が見込まれます。

そのため、新規利用者の受入れを含め、利用の促進を図ることで増収を図り、併せて、経費節減にも取り組んでいきます。

2、運営体制

① 職員体制

- 所長(生活相談員兼務)…………… 1名
- 生活相談員…………… 2名
- 看護職員(機能訓練指導員兼務1名)…………… 1名
- ケアワーカー(生活相談員兼務2名)…………… 4名

② 各種会議等

- 所属長会議…………… 毎月1回
- 職員会議…………… 毎月1回
- カンファレンス…………… 毎月1回
- サービス担当者会議…………… 随時
- 給食会議…………… 毎月1回
- 衛生委員会…………… 毎月1回
- 県老施協役員会…………… 年間2回

③ 利用定員 30名

3、事業運営

① 事業内容

[1] 通所介護事業

要介護者の有する能力に応じ、介護支援専門員等専門職と連携を持ち、必要な日常生活上のお世話及び機能訓練を行います。また、口腔ケアも歯科衛生士・保健師等の指導を受け、ケアの向上を目指していきます。

- 地域の方との交流や社会的孤立感の解消を図ります。
- 遠足、お花見等の季節に合った施設外サービスや買い物などの生活支援も行っていき、利用者の要望、ニーズに添った介護支援に心がけます。また、少人数でのレクリエーションも随時取り入れサービスの向上を図ります。
- 利用者の家族の身体的及び精神的介護負担の軽減を図ります。

[2] 総合事業

- 利用者個々の心身の状況に応じ、要介護状態の予防・軽減に向け、機能訓練など生活機能の維持向上に向けたサービスの提供を行います。
- 通所介護事業対象者と同じ時間帯、同じ場所でサービスの提供を行います。
- 状態に即した「自立支援」のサービス提供を推進して行きます。そのためには、ケアマネジメントの徹底を図りつつ個別に向けた機能訓練支援にも力を入れて行きます。

4、 年間計画

① 行事計画

月別	主 行 事	そ の 他
4 月	花 見	・誕生会…………… 毎月1回
5 月	ミニ遠足	・健康教養講座…………… 随 時
6 月	おやつ作り	・防火訓練…………… 11・3月
7 月	七夕会・交流会	・介護者教室…………… 随 時
8 月	納涼祭	・園児、小・中学生との交流 …… 随 時

9月	敬老会・運動会	・ボランティアによる公演…………… 随 時
10月	遠 足	・在宅機能訓練…………… 随 時
11月	紅葉狩り	・体重測定…………… 毎 月
12月	忘年会・クリスマス会	・個別支援、個別ケア…………… 随 時
1月	百人一首・お茶会・福笑い	・柿木中学校職場体験受入れ
2月	節分祭	・六日市医療専門学校実習受入れ
3月	ひな祭り・交流会	・口腔ケア指導…………… 3月

② 研修計画

- 県老施協・益田圏域老施協主催による研修会
- 相談苦情等に関する研修会
- 非常災害時の対応等に関する研修会
- リスクマネジメント等に関する研修会
- 感染症及び食中毒に関する研修会
- 介護技術向上等に関する研修会
- プライバシー保護に関する研修会
- 認知症ケアに関する研修会
- メンタルヘルス研修会
- その他必要に応じた研修会

③ その他・地域貢献

- 地域サロンや公民館活動等で専門的な技術やレクリエーションの提供
- 施設の効率的活用や花壇等環境整備の実施
- 町内各学校の体験学習の受け入れ
- 六日市医療技術専門学校実習生の受け入れ
- 共同募金運動への協力(チャリティー余芸大会、その他募金運動)

③ 七日市デイサービスセンター(通所介護事業)

1、基本方針

利用者の心身の特性を踏まえて、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう支援します。

サービス提供にあたっては、介護支援専門員のケアプランを基に、利用者一人一人のアセスメントを行い、本人・家族との協働による個別プラン作成し、出来ることのできる能力を引出すことで新しい生活意欲を持って在宅生活を送れるよう支援に努めます。また、居宅支援事業所を始め、保健、医療、福祉サービスとの連携を図り、総合的なサービスの提供に努めます。

共生型サービスの運営を視野に入れ、他施設の視察、研修へ参加することで情報収集を行い、介護保険制度の目指す方向性に柔軟に対応できるようスキルアップに努めます。

2、運営体制

① 職員体制

- 所長 1名
- 生活相談員 1名
- 看護職員 1名
- ケアワーカー 2名

② 利用定員 25名

③ 各種会議等

- カンファレンス 毎月1回
- サービス担当者会議 随時
- 職員会議 毎月1回
- 給食会議 毎月1回

3、事業運営

① 事業内容

[1] 地域密着型通所介護事業

- 要介護者の有する能力に応じ、受け身のサービスにとどまらず自立した日常生活を営むことができる様、必要な日常生活上の援助及び機能訓練を行います。

- 利用者の社会的孤立感の解消及び心身機能の維持を図ると共に、家族の身体的、精神的負担の軽減を図ります。
- 地域との結びつきを重視し、季節ごとの行事も取り入れながら、家族的な雰囲気の中で利用者の要望、ニーズに添った援助を心がけます。

[2] 介護予防・日常生活支援総合事業

- 日常生活を送るうえで必要な自立支援に向けたサービス提供を行います。
- 地域包括支援センターや在宅介護支援事業所との連携を取りながら、サービス実施状況のモニタリングを適切に行っていきます。
- 関係機関との連携を取りながら継続した支援が提供できる体制作りに取り組みます。

[3] 行事計画

月別	行事内容	その他
4月	花見	誕生会(随時)
5月	避難訓練	カレンダー作り(毎月)
6月	所外活動	体重測定(毎月)
7月	七夕	個別アクティビティ(随時)
8月	夏祭り、盆踊り	他デイサービス、保育所等との交流会(随時)
9月	所外活動・敬老会	買い物ツアー(随時)
10月	運動会、	運営推進会議(年2回)
11月	避難訓練、作品展示会	
12月	クリスマス会	
1月	書初め、お正月遊び	
2月	節分	
3月	ひな祭り	

② 研修計画

- ▶ 県老協、益田圏域老協主催の研修会に参加します。
- ▶ 身体的拘束等に関する研修会に参加します。
- ▶ 相談、苦情等に関する研修会に参加します。
- ▶ 非常災害時の対応等に関する研修会に参加します。
- ▶ リスクマネジメント等に関する研修会に参加します。
- ▶ 感染症及び食中毒に関する研修会に参加します。
- ▶ 介護技術向上等に関する研修会に参加します。
- ▶ 認知症及び認知症ケアに関する研修会に参加します。
- ▶ その他必要に応じた研修会に参加します。

③ その他

- ▶ 保守点検及び交換修理に努めます。
- ▶ 環境整備をします。(室内、屋外)
- ▶ 学校・地域サロンの活動に参加し、広報活動・地域貢献を行います。

④ 六日市デイサービスセンター(通所介護事業)

1、基本方針

通所介護事業については自立支援と重度化防止が重要視されていくにあたり、利用者がその有する能力を最大限活用して自立した日常生活を営むことができるよう支援するとともに、保健・医療・福祉の連携を図り、総合的なサービスの提供に努めます。

また、利用者の身体状況を踏まえ、自立支援に向けた取り組みを行い、研修等にも積極的に参加し、職員の質の向上をめざし職員の専門知識・技術を活かした派遣、施設を活用した交流の取り組み、地域の見守り活動などを通じて顔見知りの関係を築き、地域貢献に努めます。

2、運営体制

① 職員体制

- ▶ 所長…………… 1名
- ▶ 生活相談員…………… 1名
- ▶ 看護職員…………… 1名
- ▶ 機能訓練指導員 …… 1名

➤ ケアワーカー 4名

② 利用定員 30名

③ 各種会議等

➤ サービス担当者会議..... 随時

➤ 給食会議..... 2カ月に1回

➤ 職員会議..... 毎月1回

➤ 衛生委員会..... 毎月1回

➤ 地域サロン・公民館活動等 年3回

➤ 益田圏域老施協会議 年1回

3、事業運営

① 事業内容

[1] 通所介護事業

- 送迎・バイタルチェック・入浴・食事など基本的なサービスの他、季節ごとに行事などを計画的に展開しこれらのサービス提供を通じて在宅で生活される高齢者への援助を行います。個別機能訓練を取り入れ、心身の機能の維持・向上に努めます。
- 居宅介護支援事業者との連携を取りながらサービス変更などに柔軟に対応していきます。

[2] 介護予防・日常生活支援総合事業

- 機能訓練や集いの場など日常生活上の支援を提供し、要介護者と一体的に自立支援に向けたサービス提供を行います。
- 地域包括支援センターや在宅介護支援事業所との連携を取りながら、サービス実施状況のモニタリングを適切に行っていきます。
- 関係機関との連携を取りながら継続した支援が提供できる体制作りに取り組みます。

[3] 行事計画

月別	行事内容	その他
4月	花見、畑づくり、避難訓練	誕生会(毎月)
5月	所外活動、避難訓練	体重測定(毎月)
6月	菜園活動	個別機能訓練(随時)
7月	七夕・ソーメン流し	個別指導(随時)
8月	夏祭り	園児、児童、生徒との交流会(随時)
9月	敬老会	他施設との交流会(随時)
10月	運動会	買い物ツアー(随時)
11月	避難訓練、所外活動	
12月	忘年会、クリスマス会	
1月	餅つき、書初め	
2月	節分	
3月	ひな祭り	

② 研修計画

- 県老施協、益田圏域老施協主催の研修会に参加します。
- 身体拘束等に関する研修会に参加します。
- 相談、苦情等に関する研修会に参加します。
- リスクマネジメント等に関する研修会に参加します。
- 感染症及び食中毒に関する研修会に参加します。
- 介護技術向上等に関する研修会に参加します。
- プライバシー保護に関する研修会に参加します。
- 認知症ケアに関する研修会に参加します。

➤ その他必要に応じた研修会に参加します。

③ その他・地域貢献

➤ 町内各学校の体験学習を受け入れます。

➤ 六日市医療技術専門学校実習生を受け入れます。(介護科)

➤ 地域の集い・交流の場として施設を提供します。

⑤ 吉賀町訪問入浴事業所(訪問入浴事業)

1、基本方針

在宅で生活する要介護、要支援状態の高齢者で、自宅での入浴が困難な方に安全で安楽な入浴を提供します。心身ともに最小限の負担で入浴が行えるよう援助を行い、家族の介護負担の軽減を図ります。体制については、在宅福祉部全体で提供できるシステムを構築します。

また、医療処置の必要な利用者や、自宅での入浴実施が困難な状態の重篤な高齢者に対するサービスについては、訪問入浴としての機能を発揮できるよう必要な研修を行うなど職員の技術の向上に努めていきます。

2、運営体制

➤ 所長 1名

➤ 看護職員 2名

➤ 介護職員 5名

3、事業運営

① 事業内容

看護師1名、介助員1名、オペレーター1名の3名で訪問(介護予防訪問入浴事業においては看護師1名、ワーカー1名で対応)し、主治医及び関係他職種との連携を密にし、身体状況の把握に努めるとともに、利用者が安心して入浴できるよう入浴介助方法を検討していきます。また、重篤な利用者が多く介護者の介護負担も大であり、家族への配慮、相談支援を行い、地域の皆さんにも期待して頂けるよう利用者個々に合った計画を作成し、安心した入浴方法を共有する事で事故のない安全な入浴を提供していきます。

② 研修計画

➤ 入浴介護技術研修に参加します。

➤ 個別ケース検討に参加します。

Ⅲ施設福祉部

① 特別養護老人ホームみろく苑（介護老人福祉施設事業・短期入所生活介護事業）

1、基本方針

今年度も、施設理念である『ご利用者に「尊敬」「思いやり」の心で接し、「自律した生活」を支援すること』を念頭に事業を運営していきます。ご利用者やご家族の想いを理解し、お一人おひとりの個性、人権を尊重し自立した生活が送られるように、個別ケアをすすめていきます。

また増加していく重度化への対応として、医療的ケアの研修を行い、医療機関との連携をとりながらできるだけ長く苑での生活が続けられ、日常生活の延長の場としての看取りケアにも段階的に取り組んでいきます。

防災対策としては、土砂災害等も含めた非常災害時に備えた計画の策定を行い、避難訓練の実施を地域住民や行政と一緒に行っていきます。

施設整備についても行政の支援を受けながら今年度より計画的に行っていきます。

2、運営体制

① 利用定員

- ▶ 小規模従来型…………… 30名
- ▶ 地域密着ユニット型…………… 20名
- ▶ ショートステイ…………… 8名

② 職員体制

- ▶ 施設長…………… 1名
- ▶ 事務員…………… 1名
- ▶ 生活相談員…………… 1名
- ▶ 介護支援専門員…………… 1名
- ▶ 管理栄養士…………… 1名
- ▶ 看護師…………… 2名
- ▶ 看護職員…………… 2名
- ▶ 主任ケアワーカー…………… 2名
- ▶ 機能訓練指導員…………… 1名
- ▶ 介護職員(小規模特養)…………… 15名
- ▶ 介護職員(地域密着型特養)…………… 10名

- ▶ 介護職員(パート) 8名
- ▶ 夜間専任介護職員 3名
- ▶ 嘱託医 1名
- ▶ 調理員 6名

③ 会議および各種委員会

[1] 施設会議

- ▶ リーダー会議 毎月1回
- ▶ ユニット会議 随時
- ▶ サービス担当者会議 随時
- ▶ 給食会議 毎月1回
- ▶ ユニット運営推進会議 隔月
- ▶ その他職員会議 不定期

[2] 委員会

- ▶ 事故発生防止委員会 毎月1回
- ▶ 感染対策委員会 毎月1回
- ▶ 褥瘡予防対策委員会 毎月1回
- ▶ 虐待防止委員会 毎月1回

3、運営計画

① 事業内容

[1] 相談業務

高齢者の権利擁護を念頭に、利用者・ご家族に安心してサービスを利用していただけるよう相談業務にあたり、特に情報収集や初回面接時には施設サービスについての理解や、サービスを受ける事への不安の軽減につながるよう利用される立場に立った相談援助に努めていきます。

[2] 介護業務

障害をお持ちの方や、認知症高齢者の方が増加するなど、介護業務も複雑化してきている。日々の生活を安心して過ごせるものになるよう、高齢者の生活全般や疾患について、自立支援に着目したケアプランを基に施設介護ならではの職種連携による専門性を高めていきます。また人権擁護や接遇についての研修や取り組みを意識的に行っていきます。

[3] 看護業務

利用者の日々の健康管理についてはケアワーカーと連携をとりながら観察を行うなど、介護と看護の協働について医療の面からの支援を実施していきます。また、施設における医療についても主治医・協力医療機関との連携をとりつつ適切に実施していき専門医療機関の受診など入居者の方が適切な医療を受けることができる対応にも努めていきます。更に入居者の重度化に伴い、在宅酸素等施設内でできる医療ケアの拡充を図るとともに、看取りケアにもできることから取り組んでいきます。

[4] 給食業務

食事は入居者にとって大きな楽しみであり、健康維持にも不可欠である。新システム導入に伴い、適温で美味しく安全な食事の提供に努めたい。

また今年度も引き続き協力病院の言語聴覚士や、他職種とも連携を図りながら研修や技術講習を通じて経口摂取が維持できる取り組みを行っていきます。

[5] 施設整備

小規模特養の老朽化に伴い、エアコンや給湯設備の改修、車いすやベッドの買い替えを複数年度にわたり計画的に行っていきます。

② 年間行事及び研修予定

月別	行事内容	その他
4月	花見(苑外)	
5月	外出行事	
6月	外出行事	
7月	七夕祭り	食中毒予防月間(啓発活動)
8月	夏祭り	結核予防月間(啓発活動)
9月	敬老会、家族会	入居者検診
10月	運動会、外出行事	
11月	きん祭みん祭	消防訓練

12月	忘年会、餅つき	感染症予防月間(啓発活動)
1月	新年会	
2月	節分、豆まき	入居者検診
3月	桃の節句、ひな祭り	消防訓練

- 日常的な地域への外出支援
- 六日市デイサービスセンターとの交流
- 六日市学園実習生、ボランティア受け入れ

② 特別養護老人ホームとびのこ苑 (介護老人福祉施設事業・短期入所生活介護事業)

1、基本方針

とびのこ苑では、認知症の利用者の増加や重度化、ターミナルケアの希望が増えるなか、利用者や家族、地域住民の期待に添えるよう事業を展開していきます。認知症があっても疾病や障害が重度化しても、利用者一人ひとりが最期の時まで尊厳が守られ、その人らしく生活できるよう自立支援を行っていきます。認知症ケア、ターミナルケアの実施に当たっては、疾患や症状の正しい理解を行い、本人や家族の意向を尊重し、各々の職種が専門性を発揮し協働しながら、根拠に基づいたケアを提供していきます。

委員会活動や施設内外の研修、他事業所との積極的な協力、連携、交流により職員のスキルアップを意識的に進めていきます。また、同時に職員のモチベーションアップにつながる働きやすい職場環境や体制づくりも社協本部と一体となって進めていきます。

防災対策としても、非常災害時の施設機能の維持、確保の為に備蓄食材、飲料水の確保や備品の整備、災害訓練の実施を行っていきます。

2、運営体制

① 利用定員

- 小規模従来型 30名
- 地域密着型 20名
- ショートステイ 4名

② 職員体制

- 施設長…………… 1名
- 事務員…………… 1名
- 生活相談員…………… 1名
- 栄養士…………… 1名
- 介護支援専門員…………… 1名
- 看護職員…………… 4名
- 機能訓練指導員…………… 1名
- 介護主任…………… 2名
- 介護職員（小規模）…………… 16名
- 〃（地域密着型）…………… 13名
- 介護職員（パート）…………… 3名
- 夜勤専任介護職員…………… 2名
- 嘱託医…………… 1名

③ 会議及び各種委員会

[1] 施設内会議

- 主任者会議…………… 随時
- ユニット会議…………… 毎月1回
- 各委員会…………… 毎月1回
- 担当者会議…………… 随時

[2] 委員会

安全管理・感染症対策・防火防災委員会を開催します。（毎月1回及び重大事故・感染症発生時）

- 事故発生要因の分析やヒヤリはつと報告書の活用による事故防止や安全で質の高いケアを実現できるよう努力します。
- 感染時の対策と感染予防に関する指針・マニュアルの作成と職員への啓発をします。
- 防火・防災訓練の実施・自主点検・災害発生時の対策に努めます。
- 虐待防止および人権擁護に関する委員会を開催します。（毎月1回）
- 人権侵害の有無等実際のケアチェック（調査）と評価を通じ利用者の人権擁護と尊厳ある生活の実現に努めます。

3、事業運営

① 事業計画

[1] 相談業務

利用者一人ひとりのあたりまえの生活をサポートしていく上で、本人の訴え（不安や悩み）を聞き、またストレス等をしっかり感じ取りながら、情報を共有して多職種協働で生活の質の向上に努め、家族とのつながりを大切にできるような働きかけをしながら、家族と同様な信頼関係が築けるよう努めます。

また、預貯金・現金の管理についても、全職員で認識し、本人はもとより、家族にも安心していただけるよう努めていきます。

[2] 介護業務

小規模特養および地域密着型特養 とびのこ苑では、各々（3ユニット・2ユニット）のユニットにおいて顔なじみの職員や一緒に生活する利用者や家族、地域の方々との関わりの中で、個別ケアを行っていきます。また、個人の生活ニーズを十分把握し、利用者がより良い生活を送るためどのような支援が必要かを追求し、満足感・充実感が持てるような潤いのある日常生活を送っていただけるよう、サービスの向上に向け努力します。

[3] 栄養管理業務

食事は利用者にとって大きな楽しみの一つであり、新システム導入に伴い温かく、美味しく、安全な食事の提供に努めます。また、栄養ケアに基づき多職種と連携を行い低栄養状態の予防、改善に努め、生活機能の向上と褥瘡予防、感染症予防などにも配慮した健康的生活の実現を図っていきます。

[4] 看護業務

病院のように治療を中心とした看護ではなく、あくまで利用者の生活の場で生活ニーズを優先とした看護を目標とし、生き生きとした心豊かに健康な生活が送れるよう健康管理を行います。重度化しつつある認知症ケア、ターミナルケアについても介護職員と連携しながら看護サービスの提供の充実を図ります。生活の延長線上にある看取りを援助することも大きな役割となっているため、利用者・家族の意思を尊重しながらすすめていきます。

[5] 施設整備

小規模特養は、建設から十数年経過し、設備についても老朽化により更新の必要なものが増えており、計画的に更新・修繕を行っていきます。平成 30 年

度は今後加算の減額になる小規模型から準ユニット型へと転換していくように引き続き吉賀町役場の支援を得て、小規模特養の準ユニット化のため吉賀町と相談しながら改修を行っていく予定です。

② 行事および研修計画

月	行事計画	その他
4月	花見、ひな祭り、ドライブ	職員施設内研修
5月	花見、ドライブ、母の日	
6月	父の日、ドライブ、蛍狩り 柏餅作り	職員健康診断 職員施設内研修
7月	七夕(七夕飾りづくり)、夏祭り そうめん流し	防火訓練
8月	花火見物、夏祭り	利用者健康診断 職員施設内研修
9月	敬老会、お月見	
10月	ドライブ 運動会	職員施設内研修
11月	紅葉狩、収穫祭、農業文化祭見物	職員施設内研修
12月	クリスマス会、忘年会 チャリティー余芸大会見物 お正月準備(餅つき・しめ縄づくり)	年末大掃除、職員健康診断
1月	新春会(書初め・正月遊び)	職員施設内研修
2月	節分祭	

3月	ひな祭り、お彼岸	防火訓練 職員施設内研修
随時	六日市学園実習生、ボランティア受け入れ	

③ グループホームあさくら(認知症対応型共同生活介護事業)

1、 運営方針

「利用者個人の意思を尊重し、その人らしく生活できるよう支援すること」を基本理念として事業運営に努めます。少人数の中で生活することにより自信を取り戻し感情豊かに過ごすことが出来るように、利用者一人一人に応じた支援計画を作成しチームケアに努めます。ボランティアや地域の小学校との交流、実習生の受け入れを積極的に行いながら地域貢献に努めます。かかりつけ医や訪問看護師と連携を図りながら利用者の健康管理に努めます。

《基本理念》

- 個人の意思を尊重し、その人らしく生活できるよう支援します。
- 専門職としての自覚を持ち、質の高い支援を提供します。
- 地域との交流を大切にし、地域の中で安心して暮らしていけるよう支援していきます。

2、 運営体制

- 所長(介護計画作成者兼務) 1名
- 介護計画作成担当者(ケアワーカー兼務) 1名
- ケアワーカー 7名
- 看護師(吉賀町訪問看護ステーション) 1名

3、 運営計画

[1] 事業内容

① 運営推進会議の実施します。

➤ 年6回(2ヶ月に1回)実施します。

② 防災対策に取り組みます。

➤ 消防計画に従い防災訓練を年2回行います。

➤ 出火防止のため、毎月防災自主点検を行います。

➤ 災害非常時の備蓄食材、飲料水の確保や備品の整備を行います。

③ 施設整備を行います。

➤ 建設から14年が経過し設備についても老朽化により、更新の必要な物が増えつつあるため、家電製品の更新など計画的に進めていきます。

④ 穏やかで安心して暮らせるホーム作りをします。

➤ 医療機関との連絡を行い、定期受診を確実にを行い健康管理に努めます。

➤ 吉賀町訪問看護ステーションとの連携により利用者の健康管理に努めます。

➤ 職員、利用者間の信頼関係を築きます。

➤ 利用者が有する能力を活用して自立した日常生活が送れるよう支援に努めます。

➤ 利用者、家族の意向をもとに1人1人に合ったケアプランを作成します。

➤ 利用者が培ってきた人間関係等が継続できるよう外出支援に努めます。

⑤ 職員の質の向上に努めます。

➤ 基本理念に基づき職員の意思を統一します。

➤ 研修、講習会に積極的に参加して、社内研修にも力を入れることにより、知識、技術等を身に付け職員の質の向上に努めます。

⑥ 家族との関わり

➤ 毎月お便りを送付し日頃の活動、暮らしぶりを報告、紹介しホームでの生活に理解を得られるようにします。

➤ 家族交流会の充実を図り、意見、情報交換の場を設けます。

⑦ 地域貢献

- 地域、ボランティアの方々との関係を大切にし、理解、協力を得られるよう地域の行事、活動、ふれあいサロンにも積極的に参加します。
- 地域の小学校と交流することにより連携を図ります。
- 駐車場を巡回検診車使用場所として提供します。
- 介護者の会「陽だまりの会」の支援を行い、認知症介護の相談窓口になるよう推進していきます。

⑧ 第三者評価

ケアの質の向上を図るため、外部評価機関へ評価を依頼し情報開示を行います。

⑨ 通所介護

- 通所介護事業による在宅介護支援を行います。

⑩ その他

- ボランティアの受け入れをします。
- 六日市医療技術専門学校実習生の受け入れをします。(介護科)

[2] 研修計画

- 認知症介護サービス事業等職員研修に参加します。
- 身体拘束廃止に関する研修に参加します。
- 虐待防止に関する研修に参加します。
- 認知症高齢者ネットワーク研修に参加します。
- スキルアップ研修に参加します。
- 小規模多機能サービス等計画作成担当者研修に参加します。
- 他グループホームとの交換実習、交流に参加します。
- 社内研修に参加します。

[3] 行事計画

月別	行事内容	月別	行事内容
4月	桜花見(ドライブ・食事会) 家族会	10月	日帰り遠足(徳佐りんご狩り)
5月	日帰り遠足(津和野方面) 母の日 柏餅作り	11月	朝倉小学校わいわい祭り 干し柿作り 防火訓練
6月	地区行事参加(環境美化運動) 朝倉小学校運動会参加 防火訓練 父の日	12月	クリスマス会、餅つき 輪飾り作り
7月	七夕、そうめん流し ドライブ(日原道の駅)	1月	初詣 書初め(熊野書道展出展)
8月	朝倉地区夏祭り、みろく苑夏祭り	2月	節分(恵方巻き作り) 甘粥作り こおり餅作り

9月	お彼岸(おはぎ作り) 朝倉地区敬老会参加	3月	お彼岸(おはぎ作り) ひな祭り
----	-------------------------	----	--------------------

① 毎月の行事、活動

- 誕生会、買物、お菓子作り、漬物作り(梅干、らっきょう、白菜漬けなど)、野菜、花作り、季節ごとの創作活動(ちぎり絵、釣り飾り、リースなど)